

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

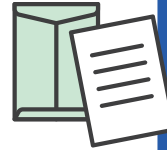
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギヤマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**



日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？

相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

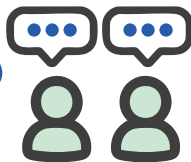


もし被害にあってしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口 受付時間:月曜日から金曜日9:00~12:00、13:00~17:00(年末年始及び祝日を除く)	082-221-9206
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
鳥取県消費生活センター(西部消費生活相談室) 8:30~17:00(祝日、年末年始を除く)	0859-34-2648
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 平日10:00~12:00、14:00~16:40	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 平日9:00~21:00、土9:00~17:00	0570-078374
鳥取県弁護士会「クレ・サラ無料法律相談」(予約受付) 平日9:00~17:00	0857-22-3912
鳥取県司法書士会 火、水13:00~15:00	0857-27-4168
法テラス・サポートダイヤル 平日9:00~21:00、土9:00~17:00	0570-078374
鳥取県司法書士会 平日13:00~15:00	0857-24-7013
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 平日10:00~12:00、13:00~16:00	0570-001-240

事業者向け相談窓口

市区町村の相談窓口

鳥取市	消費生活センター(市民総合相談課)	0857-20-3863
米子市	消費生活相談室(市民二課)	0859-35-6566
倉吉市	市民生活相談窓口(地域づくり支援課) (中部消費生活センター)	0858-22-2717 0858-22-3000
境港市	消費生活相談室(水産商工課)	0859-47-1106
岩美町	消費生活相談窓口(総務課)	0857-73-1444
若桜町	消費生活相談窓口(町民課)	0858-71-0822
智頭町	消費生活相談窓口(総務課)	0858-71-0059
八頭町	消費生活相談窓口(企画課)	0858-84-1230
三朝町	消費生活相談窓口(総務課)	0858-43-1111 0858-22-3000 (中部消費生活センター)
湯梨浜町	消費生活相談窓口(産業振興課)	0858-35-5382 0858-22-3000 (中部消費生活センター)
琴浦町	消費生活相談窓口(町民生活課)	0858-52-1704 0858-22-3000 (中部消費生活センター)
北栄町	消費生活相談窓口(町民課)	0858-37-5866 0858-22-3000 (中部消費生活センター)
日吉津村	消費生活相談窓口(住民課)	0859-27-5951
大山町	消費生活相談窓口(住民課)	0859-54-5210
南部町	消費生活相談窓口(町民生活課)	0859-64-3781
伯耆町	消費生活相談窓口(住民課)	0859-68-3115
日南町	消費生活相談窓口(住民課)	0859-82-1112
日野町	消費生活相談窓口(産業振興課)	0859-72-0336
江府町	消費生活相談窓口(住民生活課)	0859-75-3223
鳥取中部ふるさと 広域連合事務局	中部消費生活センター(環境福祉課)	0858-22-3000

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に
応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が
140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることが
できます。

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、
収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の
方を対象に無料法律相談を実施しています。